

# 入札説明書

磯城野高等学校の鶏舎新築工事に係る基本・実施設計業務

令和6年11月

奈良県教育委員会事務局高校教育課

# 入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。
- (3) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (4) この業務を行う期間中、管理技術者1名を配置できること。

また、管理技術者については、次の【設計業務】に定められた資格を有する技術者を配置できることとします。

なお、管理技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあることとします。

### 【設計業務】

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

注1) 「管理技術者」とは「建築設計業務委託契約書」第14条の定義によります。

- (5) 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## 2 競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

競争入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。競争入札参加資格が確認できない場合は、入札に参加することができません。

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第3に記載のとおり  
期限までに到着したもののみ有効となります。

ウ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

### (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

オ 競争入札参加資格確認申請書は様式S1により作成してください。

カ 1の(4)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格を様式S2に記載してください。また、管理技術者にあつては、一級建築士の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等。個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

## 3 入札方法等

### (1) 入札書について

ア 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

イ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「磯城野高等学校の鶏舎新築工事に係る基本・実施設計業務に係る入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県教育委員会事務局高校教育課長あての親展として、入札公告第3

で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。  
エ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の郵便を認めるものとします。

初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を郵便書留で差し出す場合は、初度入札（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書（又は再度入札辞退含む）を別々に封緘し、封筒の表面に「磯城野高等学校の鶏舎新築工事に係る基本・実施設計業務に係る入札書（初度入札又は1回目）在中」又は「磯城野高等学校の鶏舎新築工事に係る基本・実施設計業務に係る入札書（再度入札又は2回目）在中」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書きして、令和6年12月19日（木）午後4時までには到着するようにしてください。再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

#### (2) 入札保証金について

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

### 5 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を郵便により通知します。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。  
落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

### 6 技術者の配置

落札者は、1の(4)に記載の配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

### 7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

8 電子契約の可否

可とします。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を2で示す競争入札参加確認申請書とあわせて電子メールにより提出してください。

9 重要事項の説明

落札者は、契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うものとします。